

医薬第1241号
令和6年9月13日

(一社)岡山県病院協会長 } 殿
岡山県病院薬剤師会長 }

岡山県保健医療部長

薬剤業務向上加算に関する取扱いについて（通知）

本県の薬事行政の推進にあたり、日頃から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度診療報酬改定において、新たに「薬剤業務向上加算」が設けられました。

本加算の施設基準の要件の一つとして、「都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制を整備していること」とされ、このことに関しては、都道府県の薬剤師確保の取組を実施する部署との連携が求められています。

つきましては、本県における手続き等については次のとおりとしますので、御了知の上、貴会員への周知についてよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、次のホームページに掲載しておりますので、念のため申し添えます。

【岡山県医療安全情報】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

記

1 出向先医療機関について

- (1) 薬剤師が不足している地域において、病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定してください。
- (2) 薬剤師が不足している地域は、別紙「病院薬剤師の偏在指標について」を参照してください。

2 県への協議について

中国四国厚生局へ提出する出向計画書の写しを、下記担当宛に提出してください。

<担当>

岡山県保健医療部医薬安全課 薬事衛生班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7340

FAX：086-224-2133

E-mail: iyakuyakuji@pref.okayama.lg.jp